

平成25年12月第4回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成25年12月24日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1 番 長谷川 健 介
- 2 番 鈴 木 広 美
- 3 番 服 部 雅 恵
- 4 番 小 菅 耕 二
- 5 番 小 山 栄 治
- 6 番 木 村 利 晴
- 7 番 石 井 孝 昭
- 8 番 桜 田 秀 雄
- 9 番 山 口 孝 弘
- 10 番 小 高 良 則
- 11 番 湯 浅 祐 徳
- 12 番 中 田 眞 司
- 13 番 古 場 正 春
- 14 番 林 政 男
- 15 番 新 宅 雅 子
- 16 番 鯨 井 眞佐子
- 17 番 加 藤 弘
- 18 番 京 増 藤 江
- 19 番 右 山 正 美
- 20 番 丸 山 わき子
- 21 番 川 上 雄 次
- 22 番 林 修 三

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副 市	長	小 澤 誠 一
教 育	長	加曽利 佳 信
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	加 藤 多久美

市民部参事（事）国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事（事）総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事（事）農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事（事）道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成25年12月24日（火）午前10時開議

日程第1 議案第2号から議案第4号、
議案第6号から議案第11号
発議案第6号
委員長報告、質疑、討論、採決

日程第2 議員派遣の件

追加日程第1 議案の上程
議案第13号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている訴訟の提起について、1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、北村市長より発言を求められていますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

本定例議会におきまして同意をいただき、教育委員会委員に任命しました加曽利佳信氏が、教育委員会において今月22日付で教育長に選任されましたので、ご紹介いたします。

○教育長（加曽利佳信君）

このほど八街市教育委員会教育長を拝命いたしました加曽利佳信と申します。何とぞよろしく願いいたします。

私は八街市立実住小学校を振り出しといたしまして、33年間の教員生活を現場一筋でやってきました。心身ともに日々成長していく子どもたちを目にし、学校教育の大切さ、それを支える地域の教育力や社会教育の大切さ、すばらしさを肌で感じてまいりました。次の世代を支える人材の育成を仕事とする教師という仕事に楽しさを味わうとともに、責任の大きさも感じてまいりました。幸いにもたくさんの方々からご支援をいただきながら、充実した教員生活でございました。

今後は教育長という教育行政の立場で八街市の学校教育、そして社会教育のさらなる充実を目指し、八街市の子どもたち、そして市民の皆様の期待に応えられるよう、今までの経験を活かし、各部署や機関と連携を図りながら奮闘努力する所存でございます。今まで私を人として、そして教師として成長させてくれた八街市の教育への恩返しをするときがやってきたのだと、その責務を痛感しております。今以上に豊かな心を持ち、夢を抱き、たくましく生きる八街市の教育、そしていつでもどこでも誰でも楽しく学ぶことのできる八街市の生涯学習の実現のため、全身全霊で職務遂行いたします。何とぞご支援、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（林 修三君）

日程第1、議案第2号から議案第4号、議案第6号から議案第11号及び発議案第6号を一括議題とします。

これから常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんの

でご了承願います。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

○新宅雅子君

総務常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る12月12日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第2号、議案第11号は関連がありますので一括議題とし、採決は分割して行いました。

議案第2号は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

これは、消費税法が改正され、平成26年4月1日より税率の引き上げに伴い、消費税等分を考慮して定められている行政財産使用料、公民館使用料、廃棄物の処理及び清掃に係る手数料、駅前広場の使用料、都市公園の使用料、下水道使用料並びに水道料金及び給水申込負担金について検討した結果、料金改定をする必要があることから、所要の改正を行うものです。

議案第11号は、八街市営運動場の設置及び管理に関する条例及び八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、議案第2号と同様に、市営運動場使用料及びスポーツプラザ使用料について検討した結果、料金改定をする必要があることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「来年4月から、消費税が8パーセントに増税されることによって、八街市民の生活や景気の変化をどのように認識しているのか」という質疑に対して、「基本的に景気が上向いているということはありますが、市民全ての方が実感している状況にはまだなっていないと考えます。しかしながら、消費税増税に関しては景気弾力条項があり、このことを踏まえて来年の4月から8パーセントになることが閣議決定されていると認識しています。当然、消費税が上がることは、消費者の立場からすれば負担増になることは間違いのないところですが、これは法律の施行ですので、やむを得ないものと考えています」という答弁がありました。

次に、「行財政改革検討委員会で、消費税増税にあたり、上乗せを検討したと報告されているが、具体的にどのような論議がされたのか伺う」という質疑に対して、「現行の手数料、使用料で、消費税の転嫁をしているものと、していないものがあり、これまでの経緯を踏まえて各担当課でどうするか検討してきました。しかし、各担当課から、市として方針を示してほしいということがありましたので、受益者負担の適正化という観点から、行財政改革推進本部会議で検討することになりました。行財政改革推進本部会議で、行革担当としては基

本的に今まで消費税を転嫁している使用料、手数料等については、今回の税率引き上げに伴って転嫁をする必要があるのではないかと提案しました。特に本部員から意見はありませんでした」という答弁がありました。

次に、「水道事業、下水道事業以外は、一般会計に関わるもので、消費税法第60条で課税は免除されています。あえて公共料金、利用料、使用料に消費税を転嫁しなくteいいと思います。この転嫁についての裁量は各自治体にありますので、市民の生活実態からすれば本当に消費税分の上乗せをしなくteいいのではないかと伺う」という質疑に対して、「基本的に消費税については、事業者が対価を得て行う商品の販売、サービスの提供、あるいは、資産の貸し付けなどに課されるものです。行政が行っている公共施設の運営は、使用料、手数料などの対価を得て資産の貸し付けを行う事業ですので課税の対象となりますが、一般会計で行う事業については申告義務がないということです。市においては、委託料、工事請負費、光熱費などの支払いでは消費税を支払っていますが、使用料等における消費税と同額と見なされているので、申告義務が免除されていると理解しているところです。実際、施設を維持管理していく上で支払っている委託料、工事請負費、光熱水費等に関しては課税されていますので、受益者負担の適正化の観点から、消費税の引き上げ相当分を利用者に負担いただくという考え方です」という答弁がありました。

次に、「八街市が、投資的な経費や物件費に関わる消費税の増税分はどのくらい見込んでいるのか。また、地方消費税交付金はどのくらい増えるのか」という質疑に対して、「平成25年度当初予算をベースで試算すると、約1億3千万円の負担増になります。地方消費税交付金については、平成26年度から平成30年度の財政計画によると、約4億円の増額が見込まれています」という答弁がありました。

次に、「八街駅自由通路広告掲示板の使用料も消費税増額分を転嫁していますが、利用率の高い公共財産はいいですが、利用率の低いところは、さらに利用が減ってしまう懸念があります。自由通路広告掲示板の利用状況を伺う」という質疑に対して、「掲示板は全部で34カ所の掲示箇所があります。平成25年9月30日現在では11カ所の利用です」という答弁がありました。

議案第2号に対し、反対討論が次のようにありました。

「この条例改正は、来年4月の消費税増税に伴い、上水道料金など9事業での消費税増税分の3パーセント相当額を値上げし、総額は約3千200万円もの負担を市民に押し付けるというものです。政府は物価スライド特例分の解消を口実に、年金の2.5パーセントの削減、医療・介護等社会保障関連の負担増、物価の値上げなど、容赦なく家計を直撃し、さらに大打撃を与えようとするもので、市民の生活実態を見れば到底受け入れられるものではありません。公民館使用料や廃棄物等の手数料に消費税を上乗せし、引き上げをするというものですが、一般会計は消費税法第60条で免税となっており、国への納税義務のない消費税は上乗せ徴収すべきではありません。また、八街市の来年度の地方消費税交付金は約9億円、25年度当初予算との比較で約4億円の増額を見込んでいます。水道・下水道料金等への上

乗せ分約3千万円は、この増額分で賄うことができます。水道・下水道料金の引き上げを回避し、市民の暮らしを守ることを求めます。消費税が初めて導入されたとき、また税率を5パーセントに引き上げる際にも、高齢化社会のため、社会保障のためと大宣伝のもとで導入されました。今回の引き上げは税と社会保障の一体改革を掲げています。消費税が導入されてからこの25年間に、健康保険本人の医療費自己負担は1割から3割に引き上げられ、高齢年金の支給開始年齢も60歳から65歳におくられ、さらに報酬比例年金支給が61歳となり、順次繰り下げられていきます。介護保険制度の創設で、保険料負担に加えて利用料負担が導入され、さらに75歳以上の医療差別を伴う後期高齢者医療制度の発足など、社会保障は充実どころか衰退の一途をたどり、今回の社会保障の一体改革では、一層の年金、医療、介護の切り捨て政策を打ち出しています。2011年までの22年間で国民から吸い上げた消費税収は238兆円、その一方で大企業など法人3税の減税は223兆円にもなっています。消費税は、社会保障のためといって導入・増税されましたが、法人税減税による減収分の穴埋めに使われたのが実態です。しかも、消費税が3パーセントから5パーセントに引き上げられた97年当時、景気は一気に冷え込み、3年後には国の税収は11兆円も減りました。今回、安倍首相は、8兆円もの大增税で景気を悪化させることを認め、景気対策として6兆円をばらまくという支離滅裂な経済対策を行うことを表明しています。景気の悪化を心配するのであれば、最大の景気対策は消費税増税中止しかありません。社会保障を支える財源を作るためには、年間5兆円にも上る軍事費と大企業・大資産家への行き過ぎた減税を抜本的に見直すことや、アメリカのように高額所得者と多国籍企業に応分の負担を求めていくことが必要です。当面の歳入と歳出の改革によって、7兆円から12兆円程度の財源が作れます。さらに日本経済が家計・内需主導の健全な成長の軌道に乗れば、安定的な税収増が見込めます。消費税に頼らなくても、安心できる社会保障の財源は作れます。消費税増税を実施することには、国民の2割から3割しか賛成していません。安倍首相が表明した消費税増税決断は、多数の国民の声に背を向ける暴挙であり、4月からの増税中止を求めるものです」。

議案第2号は、採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号に対し、反対討論が次のようにありました。

「八街市は、住民の心身の健全な発達に寄与するため市営運動場を、また、市民の心身の健全な発達と文化の発展を図るためにスポーツプラザを設置しています。スポーツを楽しむ市民に対し、消費税増税による上乗せは納得できません。10パーセントになれば現在の倍の負担増です。議案第2号でも申し上げましたが、利用料・使用料に対し、国への納税義務のない消費税を上乗せ徴収すべきではありません。以上の立場から反対します」。

議案第11号は、採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、3項を除く歳出2款総務費、12款諸支出金第2表債務負担行為補正の内1追加、広報やちまた印刷業務、庁舎フロアマネジャー業務、庁

舎自家用電気工作物保安管理業務についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「衛生手数料は、上砂地区の産業廃棄物処理の関係になると思いますが、当初の予算では、県の環境財団からの助成があったと思います。今回の補正の内容を伺う」という質疑に対して、「今回の補正の処理手数料は、クリーンセンターに搬入した廃棄物処理料を処理業者からいただいたものです。内訳は、燃やせるゴミが10トンで25万円、燃やせないゴミが2千200トンで7千480万円になります」という答弁がありました。

次に、「総務費国庫補助金の地域の元気臨時交付金はどのように活用するのか」という質疑に対して、「今回の増額分の活用は、スポーツプラザの非常灯、誘導灯改修工事に充てる予定です」という答弁がありました。

次に、「住生活総合調査実施業務の内容を伺う」という質疑に対して、「調査の目的としては、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に関わる総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向、満足度等を総合的に調査をするものです。この調査は昭和35年から実施し、昭和48年以降は総務省の住宅土地統計調査と同様に5年ごとに実施しており、今回で12回目になります。調査日は平成25年12月1日現在となり、調査期間は11月の中旬から12月27日までになります。調査の対象は、総務省で行った平成25年住宅土地統計調査の対象となる世帯から抽出した普通世帯について行っています。全国で約9万2千世帯で、八街市においては56世帯が対象となっています。主な調査項目は、最近の世帯の変化の状況、現在住んでいる住宅・住環境の評価、最近の住みかえ改善の目的・評価、今後の住みかえ・改善の意向等になります」という答弁がありました。

次に、「教育費委託金のいじめ対策等生徒指導推進事業委託金では、小学校のいじめ件数を伺う」という質疑に対して、「毎学期、いじめアンケートを実施しています。昨年度から保護者の確認のもと、調査票を提出することになりましたので、その結果、今までいじめと捉えてなかった内容もいじめとして捉えるということになった結果、数字的には増えています」という答弁がありました。

次に、「原子力発電所の事故に係る損害賠償金の状況を伺う」という質疑に対して、「平成23年度分は満額保証されています。今回の補正分は平成24年度分になり、現在、東電で内容の確認をしている状況です。今後も原子力発電所の事故に係る損害については全額請求していきます」という答弁がありました。

歳出では、「防犯灯管理台帳整備業務は、総武本線の北側地域の台帳を作るとのことですが、全市的に南側などについて、計画はあるのか」という質疑に対して、「北側の約2千500灯を先行して実施し、その後、南側についても実施します。その調査が整い次第、LED化に移行する準備を進めます」という答弁がありました。

次に、「庁舎整備費として電話線の配線工事が計上されていますが、市役所第1庁舎のタイル貼り補強についてはどのように考えているのか。また、第2庁舎についてはどのような

計画があるのか伺う」という質疑に対して、「第1庁舎南側の外壁は改修工事が済んでいます。西側と北側については、財政状況の推移を見ながら、できるだけ早く実施したいと考えています。第2庁舎は耐震診断においてI S値が低く、改修が必要な状況です。現在、同じ場所に建てかえる、敷地のあいている場所に建てかえる、リースで庁舎を借りるなど、どのような形で改修するか検討しているところです」という答弁がありました。

次に、「バス運行対策費補助金は、フラワーバスに対する補助金とのことですが、今回補正する理由を伺う」という質疑に対して、「成東、八街を結ぶ八街線の補助金です。この補助金は10月に事業者が国及び県に申請を行い、八街市の補助金が確定したので補正するものです」という答弁がありました。

次に、「応援寄付金による街づくり基金積立金については、昨年度と比較して増えている要因を伺う」という質疑に対して、「本年の2月から寄付をいただいた方に対して、八街市の特産品のPRを兼ねて、お礼の品として落花生の詰め合わせ3千円相当分を送ることを始めました。また、ホームページにふるさと納税の専門サイトを掲載したことなどにより、県内外から寄付者がかなり増えてきています」という答弁がありました。

次に、「庁舎管理費では、太陽光発電設備を庁舎に設置する考えはないのか」という質疑に対して、「将来的には必要と考えていますが、庁舎の屋上に設置できるかなどの調査が必要なので、現在なかなか進んでいない状況です」という答弁がありました。

第2表債務負担行為補正では、「広報やちまた印刷業務の積算根拠を伺う」という質疑に対して、「印刷業者3社からの見積もりと、今年度契約している価格を勘案して、決定しました」という答弁がありました。

次に、「庁舎フロアマネジャー業務で配置される方は、最低賃金を保障されているのか伺う」という質疑に対して、「現在、雇用されている方については、最低賃金を上回っています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（林 修三君）

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許しますが、質疑は放送機器が故障中のため、前面、質問席でお願いいたします。

質問をどうぞ。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑はないものとみなし、これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、石井孝昭文教福祉常任委員長。

○石井孝昭君

文教福祉常任委員会に付託されました案件４件につきまして、去る１２月１３日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してある報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第３号は、八街市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成２５年６月１４日に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律を整備する法律におきまして、社会教育法の一部改正が行われたことに伴い、委員の委嘱基準を市の条例で定めることとなりましたことから、所要の改正をすることが主なものでございます。

審査の過程において委員から、「第１条第２項に家庭教育の向上に資する活動を行う者がありますが、どのように選出するのか」という質疑に対して、「元家庭教育に携わっていた方、並びに現在任意団体で家庭教育活動をしている方です」という答弁がありました。

次に、「第３条中では２０人となっているが、現在１８人で推移している理由を伺う」という質疑に対して、「当初、第３次一括法が平成２５年４月に施行されるということで動いていましたが、改正案の審議が進まず、施行期日や内容の見通しが立たなかったため、流動的に対応できるよう、１８人の委嘱にとどめていました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第６号、平成２５年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第１表歳入歳出予算補正の内歳出２款総務費の内３項、３款民生費、４款衛生費の内１項１目から４目、９款教育費、第２表債務負担行為補正の内１追加、子ども・子育て支援新制度電子システム構築等業務、子ども・子育て支援新制度電子システム構築に伴うＬＡＮ工事、保育園等ＡＥＤの賃借、保育所職員細菌検査業務、朝陽保育園自家用電気工作物保安管理業務、保育園消火器の賃借、検診手帳等印刷業務、交通安全対策用消耗品購入、小・中学校自家用電気工作物保安管理業務、小・中学校用ウイルス対策ソフト購入、小・中学校コンピュータ保守業務、中央公民館・図書館自家用電気工作物保安管理業務、図書館システムの賃借、図書館システムの保守、給食補助員等細菌検査業務、市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務、スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務、スポーツプラザ浄化槽維持管理業務、給食センター廃水処理施設維持管理業務、給食センター自家用電気工作物保安管理業務、学校給食配送業務。２変更、複写機の賃借についてです。

審査の過程において委員から、「歳出３款では、介護保険費の一般職人件費の時間外手当は、どのような仕事が多くて増額となったのか伺う」という質疑に対して、「各種相談に来庁する市民の多くは６５歳以上の高齢者であり、理解していただくまでに時間を要する場合があります。また、介護予防支援業務では各支援者宅を訪問しての状況把握が基本であり、訪問した後、記録・書類作成が時間外にかかることが多く、介護予防事業の企画立案、実施も加わって、時間外に処理せざるを得なくなります」という答弁がありました。

次に、「国民健康保険では、一般職員時間外勤務手当の増額理由について伺う」という質疑に対して、「日中は窓口業務が相談等を含め、大変煩雑な状況になっています。国への報告あるいは補助金申請など、事務手続がほとんど日中できませんので、事務手続についてはお客さんの対応が終わった時間外に処理せざるを得ない状況から増額となっています」という答弁がありました。

次に、「児童虐待の状況を伺う」という質疑に対して、「平成24年度の虐待の内訳は、全体で101件の相談があり、うち虐待相談が36件、その他の相談が65件。平成25年度は、4月から9月の前期の状況ですと、虐待相談が43件、その他が42件、合計で85件となっており、今年は少し増えている状況です」という答弁がありました。

次に、「母子援護対策費では、1世帯増えたとのことですが、入所者が少ない印象を受けます。状況を伺う」という質疑に対して、「現在、母子支援施設に入所している方は、DVの関係で、一度女性サポートセンターに入り、次に母子支援の援助を受けながら、自立に向けて施設で生活している方です。実際には3世帯入所しており、今回の補正の方は10月に入所された方の分になります」という答弁がありました。

次に、「生活保護総務費では、ケースワーカーの時間外の労働時間を伺う」という質疑に対して、「9月までで、少ない者では145時間、多い者では288時間です」という答弁がありました。

次に、「扶助費が前年度より減となっている状況を伺う」という質疑に対して、「10月末時点での同時期の相談件数の比較では、平成24年度が262件、平成25年度は209件です。申請件数については、平成24年度は111件、平成25年度は76件です」。

次に、「申請受け付けを厳しくしたことにより、申請件数が減っていることはないのか伺う」という質疑に対して、「申請の意思のある人に対して申請書を渡さない、書類が整わないと申請を受け付けない、あるいは、扶養義務者への援助を求めて門前払いにするなど、いわゆる水際作戦的なことは行っていません」という答弁がありました。

次に、「申請者が少なくなった理由では、今まで不正申請をしていた方たちが控えたことによることはないのか伺う」という質疑に対して、「申請者が減った理由の1つの要素として、リーマンショック以後、急に生活保護受給者が増えましたが、現在は完全失業率について改善されてきていることが間接的に影響しているのではないかと考えています」という答弁がありました。

次に、「介護扶助費がかなり増額となっているが、申請する方の年齢層を伺う。また、若い方に対しての就労支援についてはどのような状況か伺う」という質疑に対して、「年齢層については、65歳から69歳で137人、70歳から74歳が137人、75歳以上の方が164人になります」という答弁であります。「就労支援については、平成24年度の実績ですと、被保護者から就労支援・相談を受けた方が90人で、うち就労した方は35人になります。就労したことなどにより保護を脱却される方は、毎年10人前後になります」という答弁がありました。

次に、4款では、「健康増進事業では、検診率が大変低い状況が続いています。健康増進には検診だけではなく、市民の皆さんの関心を引き起こしていく必要があると考えるが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「検診率の向上については、広報紙掲載、地区回覧、メール配信や公共施設・市内医療機関・薬局などにポスター掲示をお願いしたり、本年度は各地区で行われている子育てサロンに出向き、検診の大切さ、必要性について説明するなどの取り組みをしております。また、まちの健康相談室として、スーパーなどの駐車場をお借りして、買い物に来ている方を対象に、健康相談なども実施しています」という答弁がありました。

次に、9款では「理科教育振興用備品購入の内容を伺う」という質疑に対して、「具体的な主なものは、中学校では小型直流安定化電源装置41万4千600円や真空鈴。小学校では理科用の4年生用DVD全7巻100万6千220円や、月と太陽の表面の様子を示した模型1万5千180円などになります」という答弁がありました。

次に、「学校給食費では、調理員が1人退職したとのことですが、増員の予定はあるのか伺う」という質疑に対して、「8月まで調理員1名が事務の仕事をしていましたが、9月から調理の方に復帰しましたので、調理員の減にはなっていません」という答弁がありました。

次に、債務負担行為では、「保育園消火器の賃借では、期間が8年間の理由を伺う」という質疑に対して、「消火器の耐用年数が8年になりますので、一番安く賃借できる期間に設定しました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、平成25年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に4億919万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を98億8千194万円とするものです。

審査の過程において委員から、「保険給付費は、通年と比べてどのような状況か伺う」という質疑に対して、「通年と比較して若干少な目となっています。しかし、あくまでも年度が終了しないと確定しない数字ですので、現状の上半期の医療費の動向を加味したところ、不足と見込まれるので、増額補正しようとするものです」という答弁がありました。

次に、「健康増進については健康管理課と一緒に研究していただきたいが、いかがか」という質疑に対して、「保健事業については健康管理課と関連することが多々ありますので、いろいろな形で協力・調整は怠らないと考えています」という答弁がありました。

次に、「来年度は、後期高齢者の保険料が見直しされる年になると思いますが、千葉県の方向性はどのようになっているのか」という質疑に対して、「現在、広域連合で各市町村を含めて議論されているところで、まだ具体的な数字は上がっていませんが、基本的には均等割、所得割ともに上がるという情報は得ています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号は、平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。この補正予算は、平成26年度以降に執行する第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務にか

かる経費について、債務負担行為の設定をするものです。

審査の過程において委員から、「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務は、委託ではなく、職員により策定できないか伺う」という質疑に対して、「この業務委託については国からワークシートが示されると思いますが、全てを業務委託するわけではなく、担当の考えも反映させて策定します」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（林 修三君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑はないものとみなし、これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、山口孝弘経済建設常任委員長。

○山口孝弘君

経済建設常任委員会に付託されました案件5件につきまして、去る12月16日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第4号は、八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例の制定についてです。

これは、農業経営基盤の強化促進に関する基本的構想の策定並びに人・農地プランの決定にあたり協議及び検討するため、農業者、農業関係団体等で構成する協議会を設置するものであります。

審査の過程において委員から、「第3条の委員10人以内の人数の内訳を伺う」という質疑に対して、「各組織の人数的なものは記載しておりませんが、団体の代表者や、県の方は2名程度を予定しております」という答弁がありました。

次に、「委員には、農業認定者の方が選出されるのか」という質疑に対して、「農家組合連合会、農業研究会、あるいは、指導農業士会等の農業について、知識・経験が豊富な方を考えております」という答弁がありました。

次に、「今後の課題として、人・農地プランの検討はどういう形で進めていくのか伺う」という質疑に対して、「今現在進めております地域の話し合いにより、それぞれの地域の現状や課題などについて今後どのような方策で解決していくかを協議していただき、地域農業の将来像を考えながら、人・農地プランを策定していきたいと考えております」という答弁がありました。

次に、「いつから体制づくりが始まるのか」という質疑に対して、「委員の選考は、この

議会で可決いただきましたら、速やかに選考に移り、年内には委員選考を行い、年度内に2回、協議会を開く予定です。青年給付金の関係があり、人・農地プランの新規就農者の関係の計画程度しかできないと思います。人・農地プランの新規就農部分だけでも早急に作成し、新規就農者の方々に給付金が給付されるような計画を、まずこの協議会の中で諮りたいと考えております」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「この条例は、環太平洋連携協定T P Pの下地づくりである。数々の農業に関する問題を専門的に扱ってきた、いわば農業農地の番人として大変重要な役割を果たしている農業委員会を、農地集積事業から事実上排除することを法律上規定しているところです。このことは選挙区で選ばれた農業委員会の形骸化にもつながります。大企業が主体の大規模農業生産法人への農地集中を進めていけば、家族農業を含めた農村の解体や、中山間地の荒廃を進展させかねないと思います。これまでも農村は農産物自由化などの自民党農政で痛め付けられ、後継者が育たず、高齢化した農業者により維持されております。後継者対策や補償対策などを優先すべき課題と考え、反対いたします」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、7款土木費、第2表債務負担行為補正の内1追加、焼却施設及び最終処分場污水处理施設用薬品購入、クリーンセンター自家用電気工作物保安管理業務、焼却施設ボイラー等保守点検整備業務、九十九路・長谷団地消火器の賃借についてであります。

審査の過程において委員から「八富成田斎場は有料化に進んでほしくないが、状況を伺う」という質疑に対して、「八富成田斎場管理運営協議会で検討されているところであり、まだ決まっておりません」という答弁がありました。

次に、「印旛沼土地改良区補修負担金では、根古谷、用草の工事は何カ所か伺う」という質疑に対して、「各地区1カ所、計2カ所になります」という答弁がありました。

次に、「道路側溝清掃業務62万6千円の内容を伺う」という質疑に対して、「要望箇所を実施できていない箇所を精査した結果、この程度であれば一通りできるのではないかとということで、この補正予算を計上いたしました」という答弁がありました。

次に、「排水ポンプ保守点検業務5万5千円で何カ所を行うのか」という質疑に対して、「市内12カ所です。同じ予算科目の中でやりくりしながら執行していますが、5万5千円不足するため、今回補正するものです」という答弁がありました。

次に、債務負担行為補正では、「九十九路団地、長谷団地の消火器の本数を伺う」という質疑に対して、「九十九路団地52本、長谷団地65本です」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「今回条例として出されている農業経営基盤強化促進協議会委員の予算が計上されているわけではありますが、条例が本議会で可決されていないにもかかわらず、出されている問題。

地域活性化の住宅リフォーム助成制度、太陽光発電の助成などは、消費税が上がる前に何とかやりくりして進めたいという市民の気持ちからすると、逆行する問題です。住民目線での補正予算を求めて反対いたします」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に487万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億8千819万8千円とするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号は、平成25年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

発議案第6号は、八街市空き家等の適正な管理に関する条例の制定についてです。

審査の過程において委員から、「前回の議会の議案質疑の中で、提出者が発議案を撤回されていましたが、この案件を提出する際に、執行側と内容等について打ち合わせなどあったのか」という質疑に対して、執行部より、「防災課の方には、今回の上程された発議案について議員から相談等一切ありませんでした」、「この件について、環境課には議員はお見えになっておりません」という答弁がありました。

次に、「現在、国において空き家等に関する法案が検討されております。この結果を見てからではなく、今議会に提出した理由を伺う」という質疑に対して、賛成委員から、「八街市は人口が増えてきましたが、平成17年をめぐりに人口が減り、空き家が増えてきました。これを何とか検討していかなければいけないということで、早く実施したいと思い、賛成いたしました」という答弁がありました。

次に、「第11条に『警察その他関係機関に必要な措置を講ずることを要請することができる』とありますが、関係機関と協議して提出しているのか」という質疑に対して、賛成委員から「お答えというより、先ほども言っているように、この空き家条例に対して、私は賛成したことであります」という答弁がありました。

次に、「この条例のまま施行した場合にどういう問題が考えられるか。また、この内容で条例として施行できるのか伺う」という質疑に対して、執行部から、「議員提案ですので、これについての判断はしていませんので、お答えは控えさせていただければと思います」という答弁がありました。

次に、「環境の問題、防災の問題、やはりこの中で入っていかねばならない問題だと思います。第6条では指導という形になっておりますが、実態を調査して、単なる空き家があるからといって、やはり、すぐに介入するということではありません。火事で焼けた始末を本来所有者がやらなければならないのに、そのまま放置されているというようなことが見受けられ、課題を抱えております。ただし、条例としてこれが本当に通るかという、そうでもないと思います。それは財政的な問題、市の責任、勧告など、いろいろあり、代執行まで記載されております。財政的な背景がありますので、これは執行側とともに作っていく課

題であると思います。この空き家については、特に火事で焼失した家屋がそのまま放置されているという問題も含めて、国の方でも問題をしっかりと今議論しております。そして、我々議員も空き家に対して、いろいろ議論をして、勉強もしていかなければならないと考えています。空き家条例に対する問題、これは確かに必要であります。しかし、財政的な背景というものがあるわけですから、中身については執行側と綿密に練り上げていく必要があると思います」という意見がありました。

次に、「火事のあった家屋は所有者が責任をもって処理するのが当たり前であり、市役所が取り壊すわけにはいきません。どのように対応しているのか」という質疑に対して、執行部より、「火事場に出動し、その後に地元の消防団が後始末をしても、残骸が残る箇所があります。基本的には所有者が責任を持って対応するのが現状ですが、中には対応し得ない事例もあります。これについては、可能な限り所有者の方に連絡をとり、その処理を速やかに行うよう、お話をしています」。

次に、「代執行として行政が関わってくるということになれば、お金の問題、裁判所の許可の問題など、複雑多岐にわたっての内容が絡んできます。しっかり執行側と議員も勉強しながら練り上げていく必要があると思います」という意見がありました。

反対討論が次のようにありました。

「全国的に見ても少子高齢化等の流れから空き家が増え、八街市でも空き家に対する問題は無視できない状況になりつつあります。そのような中、国でも不適切管理の空き家の解消を促す減税措置などを盛り込んだ特別措置法案を今後提出されると伺っております。この中で、国が定めるガイドラインに則して、空き家等対策計画を作成することとなっており、今回提出された条例は時期尚早と言わざるを得ません。また、この条例は財産権に及ぶ事案であり、前回桜田議員が撤回された理由の中でも市執行部との調整不足を認めていたのにもかかわらず、市執行部との連携、他関係機関との調整、財政的な調整などが何もされておられません。以上の理由から、発議案第6号について反対いたします」。

採決の結果、賛成少数のもと、否決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告を申し上げます。何とぞ常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（林 修三君）

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、何点か質問をしていきたいと思います。

今報告にありましたように、本条例案は財産権を否定する、そういうことで慎重な審議が必要である、そういう議論がされたと聞いております。にもかかわらず、今回、提案者を参考人として呼ばなかったのはどういう理由か、お伺いいたします。

○山口孝弘君

提案者を参考人としてなぜ呼ばなかったのか。経済建設常任委員会に付託されてから、すぐさま協議会を開催いたしました。参考人を招集するかという協議がなされ、結果として呼ばないということが決定しました。ご意見の中には、賛成者の古場議員が経済建設常任委員会に所属しており、質問しても答えられるというご意見でしたので、提案者を呼ばなくても大丈夫だということになりました。

以上です。

○桜田秀雄君

平成3年でございますけれども、自治法が改正されました。この中でその目的は議案に疑念あるいは疑問があったり、あるいはまた、専門的な知識が求められる、こういう場合について提案者や、あるいは、学識経験者、市民などを積極的に参考人として招致して意見を求めて審議の充実が図られるように、わざわざ地方自治法が改正されています。

委員長答弁の中にありました、何度も慎重な審議という言葉がありましたけれども、そうであれば当然、提案者、これはいわゆる答弁者でもあります。やはり提案者を呼ぶべきだったと思いますが、委員長の見解はどのようなお考えでしょうか。

○山口孝弘君

今回のこれはあくまでも委員長報告でありますので、個人的な見解を述べる場ではございません。

以上です。

○桜田秀雄君

先ほど条文について、条文は第1条の目的から13条までとなっています。その中で条文について質問があったのは11条の警察あるいは関係機関との調整、こういうことだったと伺いました。そして結果的には賛成議員から明確な答弁は得られなかったと、こういうことでございますけれども、そうであるならば、その疑問を解消するために、やはり提案者を再度呼んでやるべきであったと、私はそのように考えております。

本議案は本市にとっても、先ほどもありましたように、誰しものが認める重要な政策課題であります。本議会冒頭で議長の方から、慎重な審議を通じて市民の負託に応えられるように期待します、こういうお言葉をいただきましたけれども、報告書は議長の負託に応える内容になっていないと私は思います。本議案は財産権の規制など、慎重な審議を求められることから、議員全員でこの問題を考え、市民の負託に応えていくべきだろう。このようなことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑はないものとみなします。

○桜田秀雄君

この際、ただいま議題となっております発議案第6号について、特別委員会を設置し、議会全体で調査・研究、結論を出すべきとの立場から、会議規則46条の規定に基づきまして、特別委員会の再付託を求めるものでございます。提出者は私、桜田秀雄。賛成者は古場正春です。よろしくお諮りのほどお願いいたします。

○議長（林 修三君）

今の発言はなかったものとみなします。

以上で経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

暫時休憩に入ります。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時33分）

○議長（林 修三君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

改めて、先ほどの経済建設常任委員長報告に対する質疑は終了いたします。

○桜田秀雄君

ここで動議を提出いたします。

○議長（林 修三君）

動議の内容は何でしょうか。

○桜田秀雄君

ただいま議題となっております発議案第6号について。その理由は、会議規則第46条の規定によって、全議員で構成する特別委員会を設置して、これに再付託することを望みます。

○議長（林 修三君）

ただいま桜田秀雄議員から、発議案第6号について全議員で構成する特別委員会を設置し、これに再付託することの動議が提出されました。

この動議の成立は、会議規則第16条の規定により、ほかに1人以上の賛成者が必要となります。

お諮りします。この動議に賛成する議員の起立を求めます。

（起立 1 人）

○議長（林 修三君）

この動議の賛成者は1人です。よって、この動議は成立いたしました。

お諮りします。発議案第6号について、全議員で構成する特別委員会を設置し、これに再付託することを動議のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 少数）

○議長（林 修三君）

起立少数です。よって、発議案第6号について、全議員で構成する特別委員会を設置し、これに再付託することの動議は否決されました。

議案第2号から議案第4号、議案第6号から議案第11号及び発議案第6号の討論通告受付及び昼食のため、休憩に入ります。12時までに討論を通告するよう、お願いいたします。午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午前11時38分)

(再開 午後 1時11分)

○議長（林 修三君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第2号、第11号に対し、丸山わき子議員、小山栄治議員から。議案第4号、第6号に対し、右山正美議員から。発議案第6号に対し、桜田秀雄議員、長谷川健介議員から。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第2号、第11号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

私は議案第2号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第11号、八街市営運動場の設置及び管理に関する条例及び八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行うものがあります。

議案第2号、議案第11号の条例改正は、来年4月の消費税5パーセントから8パーセントへの増税を見込み、上・下水道料金や運動施設、スポーツプラザ等への使用料金の改定で総額約3千200万円もの負担を市民に押し付けるというものであります。

労働者の平均賃金は1997年のピーク時から減り続け、世界に例のない異常な国となっています。労働者の3人に1人、若者や女性では2人に1人が非正規雇用労働者です。八街市25年度の課税標準区分別課税状況では、年間所得100万円以下の市民は42パーセントであり、200万円以下では72パーセントも占めています。こうしたもとで、医療・介護等社会保障関連の負担増、物価の値上げなど、容赦なく家計を直撃し、消費税を増税すれば、さらに大打撃を与えるもので、市民の生活実態を見れば、到底受け入れられるものではありません。

公民館や運動施設・スポーツプラザは社会教育・社会体育の拠点であり、この施設は市民の学び合う場であり、健康増進と市民交流の場として市が支援する施設です。使用料に消費税を上乗せし、引き上げをするというものですが、社会教育・社会体育に消費税上乗せはなじみません。一般会計は消費税法第60条で免税となっており、国への納税義務のない消費税は上乗せ徴収すべきではありません。また、八街市の来年度の地方消費税交付金は約9億円、25年度当初予算との比較では4億8千万円の増額を見込んでいます。上・下水道料金等への上乗せ分約3千万円はこの増額分で賄うことができます。上・下水道料金の引き上げを回避し、市民の暮らしを守ることを求めるものであります。

消費税が初めて導入されたとき、また税率を５パーセントに引き上げる際にも、高齢化社会のため、社会保障のためとの大宣伝のもとで導入されました。消費税が導入されてからの２５年間に健康保険本人の医療費自己負担は１割から３割に引き上げられ、老齢年金の支給開始年齢も６０歳から６５歳におくらされ、さらに報酬比例年金支給が６１歳となり、順次繰り下げられていきます。介護保険制度の創設で、保険料負担に加えて利用料負担が導入され、さらに７５歳以上の医療差別を伴う後期高齢者医療制度の発足などなど、社会保障は充実どころか衰退の一途をたどっています。

今回の引き上げも税と社会保障の一体改革を掲げていますが、その内容は、医療・介護・年金など、社会保障の全分野にわたる制度改悪となっています。医療では７０歳から７４歳の窓口負担増、入院食費の保険給付削減、国保の都道府県広域化による国保税の引き上げなど、国保加入者の貧困化が深刻化する中で進められようとしています。介護保険では、利用料２割負担の引き上げ、要支援サービスの切り捨て、軽度者の特養ホーム入所制限など、一層のサービス抑制の内容です。年金では、今年度から３年かけて実施される約１兆円の支給削減に続き、マクロ経済スライドの発動で連続的な支給削減、さらには支給開始年齢の先送り、年金課税の強化も検討されています。子ども・子育て支援では公的責任の放棄の内容となっているなど、消費税の増税分を社会保障にという一体改革は偽りの看板であることが、ますます明らかとなっています。

２０１１年までの２２年間で国民から吸い上げた消費税収は２３８兆円、その一方で大企業など法人３税の減税は２２３兆円にもなっています。消費税は社会保障のためといって導入・増税されましたが、法人税減税による減収分の穴埋めに使われたのが実態です。しかも、消費税が３パーセントから５パーセントに引き上げられた９７年当時、景気は一気に冷え込み、３年後には国の税収は１１兆円も減りました。今回、安倍首相は８兆円もの大增税で景気を悪化させることを認め、景気対策として６兆円もばらまくという支離滅裂な経済対策を行うことを表明しております。景気の悪化を心配するのであれば、最大の景気対策は消費税増税中止しかありません。

社会保障を支える財源を作るためには、年間５兆円にも上る軍事費と大企業・大資産家への行き過ぎた減税を抜本的に見直すことや、アメリカのように高額所得者と多国籍企業に応分の負担を求めていくことが必要です。このような歳入と歳出の改革によって、７兆円から１２兆円程度の財源が作れます。さらに日本経済が家計・内需主導の健全な成長の軌道に乗れば、安定的な税収増が見込めます。消費税に頼らなくても、安心できる社会保障は作れます。低所得者ほど負担率の重い消費税を主財源に据えることは、能力に応じて負担し必要に応じて給付するという社会保障の原則を根こそぎ破壊し、貧困と格差を一層拡大させることになります。消費税増税に、国民の２割から３割しか賛成していません。安倍首相が表明した消費税増税決断は、多数の国民の声に背を向ける暴挙であります。

４月からの増税中止を求め、議案第２号、議案第１１号に反対するものであります。

○議長（林 修三君）

次に、小山栄治議員の議案第2号、第11号に対する賛成討論を許します。

○小山栄治君

議案第2号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、及び議案第11号、八街市営運動場の設置及び管理に関する条例及び八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は消費税等の一部が改正され、平成26年4月から消費税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられることに伴い、施設の使用料等について消費税を転嫁しているものに関し、改正するものであります。

使用料・手数料の見直しをする基本的な考え方として、1つ目に受益者負担の公平性の確保、2つ目に算定方法の明確化による内容の透明性の確保であると考えられます。1つ目の受益者負担の公平性の確保については、行政サービスとして市民全体に対して行うものや、特定の市民に対して行うものなど、さまざまであることから、利用する者と利用しない者との公平性を確保するためには、特定の市民を対象に行うもの、あるいは、利用する者に何らかの利益が帰属するものについては、利用者からその一部または全部に対する対価を求める必要があります。2つ目の算定方法の明確化による内容の透明性の確保については、社会情勢に応じた算定方法によるコストの計算、行政サービスの性質別の負担割合の設定、国や県の動向などにより定まっているものと考えられます。

そこで今回の使用料・手数料の見直しですが、上・下水道事業については納税義務者となっているため、消費税の転嫁はいたし方ないと思われます。一方、一般会計で行う事業については、課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額とを同額とみなすことにより、結果的には納税者が発生しない仕組みになっています。しかし、消費税率の引き上げ分が自治体のもうけになっているわけではなく、その事業を行っていく上で、電気代などの光熱水費は消費税の改定分が上昇することになり、警備業務委託など、施設管理に関する各種の支出額には上昇分の消費税が影響してくるわけです。このように使用料等で管理費を賄いきれない、言い換えれば持ち出しがある施設については、支出額がさらに大きくなる可能性すらあります。となれば、今回の改正については単なる値上げではなく、必要最低限の改正であると思われます。今後、この条例が施行されるまでの間、個人の利用者等を含む市民全体への周知、意識喚起に向けた取り組みに努力していただくことをお願いいたしまして、議案第2号及び第11号に賛成いたします。

○議長（林 修三君）

次に、右山正美議員の議案第4号、第6号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

議案第4号、農業経営基盤強化促進協議会設置条例に対する反対討論と、議案第6号に対して反対討論するものであります。

議案第4号につきましては、この協議会の設置の目的は、1つは基本構想の策定、変更。2つ目が農業経営改善計画の認定。3つ目が人・農地プランの検討をするとしています。

特に人・農地プランの検討内容は、今年5月21日に開かれた参議院農林水産委員会で高齢化、高齢者の不足、あるいは、耕作放棄地の増加のもとで、5年後、10年後の展望を開くために地域の関係者が徹底して話し合いをやっていただき、その地域の中心的な経営体はどこであるのか、そこに対して農地をどのように集積していくのか、方向性を出していただくと、政府が答弁しています。しかし、本市では徹底した話し合いどころか、全ての市内集落、地域の話し合いは進んでいません。人・農地プランは多種多様な特色を持つ、集落の多くの人の声が反映された、実行可能な計画にする必要があります。国の平成24年度、25年度の2年間に作成せよという押し付けに、全農家の意見や考えを集約しないまま農業経営基盤強化促進協議会設置をすべきではありません。全農家が知らないところで原案が作られ、検討することになりかねないからであります。

安倍内閣は環太平洋連携協定に対する農政改革の第1歩として、農地の集積により競争力ある農業の確立を目指す農地中間管理事業を創設する関連法案を国会に提出いたしました。その内容は、地域の農業者が話し合って決めるとしていた人・農地プランに対し、企業の参入をより有利にするというものであります。優良農地を希望する企業に差し出すというものですから、地域農業振興とは無縁のものとなってしまいます。今こそ集落、地域の話し合いを重視し、なし崩し的な農政ではなく、農家の声を活かした活力ある農業の街づくりのために農業基盤経営強化促進協議会設置条例に反対するものであります。

次に、議案第6号、平成25年度八街市一般会計補正予算について、反対するものであります。

安倍政権は来年4月から消費税を8パーセントに引き上げる予定ですが、そのための駆け込み需要があらゆる分野で多くなっております。八街市では地域活性化の1つとして住宅リフォーム助成制度を進めてきましたが、12月補正はされませんでした。その理由は、昨年は補正したが予算が余ってしまったということですが、新年度予算や9月補正は早々になくなってしまいました。それだけ需要があるということでもあります。住宅リフォーム助成の補正については、クリーンセンター処分場の薬品予算残余金1千500万円など、過大に見積もった金額で財源は十分付けられるわけであります。要はやる気があるかないかの問題であります。継続的な補助制度であってこそ、持続的な経済波及効果が期待できるのではないのでしょうか。

もう1点は、議案第4号の農業経営基盤強化促進協議会委員の予算が計上されており、この条例については本会議でまだ成立していないにもかかわらず一般会計で予算を計上していることは、簡略というより議会軽視につながっているのではないかと。以上の点から反対するものであります。

以上です。

○議長（林 修三君）

次に、桜田秀雄議員の発議案第6号に対する賛成討論を許します。

○桜田秀雄君

それでは、私は、発議案第6号、八街市空き家等の適正な管理に関する条例について、賛成討論を行います。

皆さん、20年後、30年後の我が家をシミュレーションしてください。国の予測では将来、3軒に1軒が空き家になると想定されており、既に県内においては、このようなまちが存在しております。隣から火災が発生し、恐怖に怯えたあの日の出来事を忘れることはできません。半分焼け落ちた隣の廃屋が長い間放置され、風雪にさらされ、崩れ去っていく光景を想像してみてください。行政に相談しても何の対応策もなく、ただ我慢することしかできない市民の声に耳を傾ける心があれば、今、何をすべきか見えてまいります。

私は解決の糸口を探るため、猛勉強し、同僚議員の賛同を得て、空き家対策条例案を本議会に提案いたしました。条例案の骨子は、市民の生活環境を保全し、良好な住環境を守り、安全で安心な街づくりを目指すことを目的に、具体的な対応として、指導、勧告、措置命令、公表、代執行を可能とする、いわばフル装備の条例案でございます。

12月16日、経済建設委員会を傍聴させていただき、提案者、いわゆる答弁者がいない審議に驚きました。本議会冒頭の議長からの「慎重な審議を通じて市民の負託に応えられるよう期待いたします」との議長発言に背を向けた審議内容で、市民の信託に応えるものとなっております。

委員会での反対討論の要旨は2点です。

1点目は、国及び市当局の対応を待つべきで、時期尚早だとの意見です。

埼玉県所沢市から始まった空き家条例制定の動きは数年で200市町村にまで波及いたしました。制定した市町村においては自発的に市民が家を解体、撤去するなどの報告がされております。本議会でも事の重要性から制定を求める発言が相次ぎましたが、執行部の腰は重く、議員提案に至ったものであり、議員提案の否定は議会の主体性の放棄であります。

第2点目は、執行部との調整、連帯云々であります。

本来、議員による政策条例の提案は、議会事務局政策担当職員と相談しながら作るものです。しかし、八街市議会事務局の職員は、条例では7名と定められておりますけれども現在は5名であり、政策担当の職員は配置されておられません。3月議会の質疑の中で、執行部との調整等についてご指摘がありました。私は制度上、市職員の協力は難しいものと判断しておりましたけれども、議員のご指摘でもあり、撤回の際の1つの理由とさせていただきました。その後、確認の意味で、6月議会で市の見解を求め、皆さんもご存じのように、「職員は市長の部下であり、議員提案条例の策定作業に職員を協力させることはできない」旨のご答弁がありました。当然、その後、執行部との調整は行っておらず、行えるはずもなく、相談を受けた担当職員に迷惑のかかることは誰しもご存じのはずで、反対の理由に挙げることは納得できません。

また、16日の委員会において、参考人として出席された執行部に対し、委員から本条例

案について問う質問があり、総務部長から「議員提案の条例案に意見を述べる立場にはございません」との発言がありました。制度を勉強していれば、お互いの役割はわかるはずではないでしょうか。

そもそも、執行部と議員や議会が一緒になって条例を作るということは、私はあり得ないと考えております。なぜならば、議員提案に執行部の意見を取り入れ、また、その逆の形で条例ができたとしたら、執行者は運用上の一定の制約を受けることになり、仕事がやりづらくなるからであります。そんなことをするならば、自ら使いやすい条例案を進んで作った方が得策と考えるのは当たり前のことだからです。空き家条例に関して言えば、代執行の条文を入れられたらたまらんという気持ちがあるかもしれません。

地方分権の時代、国からさまざまな事務事業が市町村に移譲され、ますます地方議会の役割が重要視され、議員及び議会の政策能力が求められます。本市は長い歴史の中で、議員による政策条例の提言は皆無で、当局提案の議案に対する質疑も、私の知る限り、共産党さんを除けば消極的で、議案の修正などの事例も見られません。その最大の理由は、選挙で応援した市長が当選したから私たちは与党だという、間違った考えから来るものと思われれます。本条例案の審議を見ていると、二代表制という制度は全く理解されておらず、審議にも活かされておられません。

先ほど、審議不十分として特別委員会を設置し、議会として空き家問題に取り組むよう求めましたが、認められませんでした。このことは、面倒くさいことはやりたくない、議会として関りたくないということで、執行部に空き家条例の提案をおねだりしているようにさえ見えて、議会の主体性が感じられません。審議なくして採決あり、立ったり座ったりしていれば事足りるということではなくて、是は是、非は非と言うことが執行部と議会の緊張感を高め、よりよい市政の運営につながっていくものと確信しております。

委員会の審議は結論ありきの否決です。本会議がこれを黙認し、特別委員会を設置し議会として取り組むことも否定、本条例案を否決されるのであれば、議員として、その責任を全うするために、ご理解いただけるまで何度でもお願いして、誠心誠意努力する所存でございます。

慎重にご検討の上、本条例案にご賛同いただけることを心からお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（林 修三君）

次に、長谷川健介議員の発議案第6号に対する反対討論を許します。

○長谷川健介君

発議案第6号、八街市空き家等の適正な管理に関する条例について、反対の立場から討論させていただきます。

全国的に見ても少子高齢化等の流れから空き家が増え、八街市でも空き家に対する問題は無視できない状況になりつつあります。そのような中、国でも不適切管理の空き家の解消を促す減税措置などを盛り込んだ特別措置法案を今後提出されると伺っております。この中で

国が定めるガイドラインに即して空き家等対策計画を作成することとなっており、今回出された条例は時期尚早と言わざるを得ません。また、この条例は財産権に及ぶ事案であり、前回、桜田議員が撤回された理由の中でも執行部との調整不足を認めていたのにもかかわらず、市執行部との連携、他関係機関との調整、財政的な調整などが何もされておられません。また、各議員、各会派との調整、歩み寄りが一切見られません。

以上の観点から、発議案第6号、八街市空き家等の適正な管理に関する条例について、反対いたします。

○議長（林 修三君）

ほかに討論の通告はありません。これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第2号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成25年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、平成 25 年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、平成 25 年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、平成 25 年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、平成 25 年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、平成 25 年度八街市営運動場の設置及び管理に関する条例及び八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第6号、八街市空き家等の適切な管理に対する条例の制定についてを採決します。

この発議案に対する委員長報告は否決です。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（林 修三君）

起立少数です。発議案第6号は否決されました。

議事都合のため、休憩します。本会議再開時刻は事務局よりお知らせいたします。

議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。議会運営委員会終了後、全員協議会を開催します。

(休憩 午後1時45分)

(再開 午後3時00分)

○議長（林 修三君）

再開します。

ただいま議案1件が提出されました。

日程の順序を変更して、直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第13号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

提案理由の説明に先立ちまして、1件ご報告させていただきます。

八街駅北側地区土地地区画整理事業につきましては、本年3月に換地処分公告を行い、事業竣工いたしましたこととおおむね事業完了となりましたことから、所管しておりました建設部都市整備課駅周辺整備室を平成25年12月31日をもって廃止することといたしました。また、平成27年にスタートする総合計画第3次基本計画の策定に向けて総務部企画課の職員を増員し、準備作業を進めたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

本日、追加提案いたしました案件は、平成25年度八街市一般会計補正予算でございます。本議会におきまして、平成25年度八街市一般会計補正予算を提案し、先ほど、それぞれ原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところですが、今回の補正予算は、平成25年10月の台風26号により被害を受けた住宅、農業施設等及び道路の復旧経費等を追加する必要があるため、提案させていただくものでございます。

それでは、議案第13号、平成25年度八街市一般会計補正予算について、ご説明いたし

ます。

この補正予算は、既定の予算に２千７５８万１千円を増額し、歳入歳出予算の総額を２０億７２４万７千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金１千３９５万５千円、繰入金６７２万６千円、市債６９０万円を増額するものでございます。歳出につきましては、被災住宅等復旧支援事業費４３６万円、道路橋りょう災害復旧事業費２千３２２万１千円を増額するものでございます。また、平成２６年度以降に執行する災害復興住宅利子補給事業及び農業災害対策利子補給事業に係る経費について、債務負担行為を設定する必要があることによるものが主なものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（林 修三君）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第１３号は会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第１３号に対しての質疑を行います。質疑時間は４０分とし、質疑回数の制限は設けません。質疑はございませんか。

○丸山わき子君

ただいま議案第１３号が追加されましたので、質問するところでございます。

台風２６号の被害を受け、日本共産党は１０月３０日に要望書を提出いたしました。一刻も早く支援対策をしていただきたいという内容でございます。その後も住民とともに一日も早い支援を求めてきたところでございますが、今議会、本日このように支援の内容なるものが出されてまいりました。市民の生活再建をどれだけ行政が支援するのか、その姿勢が問われているというふうに思うわけですが。

まず、１点お伺いいたしますのは、今回提案された被災住宅等復旧支援事業、これにつきましては床上浸水で３０万円が上限ですね。それから擁壁等の復旧工事に関わっては上限５０万円を補助するという、そういう内容でございます。この根拠ですね。どのような内容で３０万円の上限、５０万円の上限を設けたのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

上限の根拠ということで申し上げますと、まず、ご承知のとおり、今回の台風２６号に対してその補助事業を実施している我孫子市がございまして、我孫子市におきましては床上浸水被害に対しては３０万円というような金額になっております。そこを参考にさせていただきました。

それから、崖崩れ。これに対する被害の考え方、上限の考え方でございますが、崖崩れ被害につきましては、基本的に自然崖に対する整備であるとか復旧であるとか、こういったも

のに対する補助を行っているところがほとんどでございまして、いわゆる今回のような人工崖についての補助というのはほとんど見当たりません。その中で多古町がそういった補助事業を実施しておるということでございまして、その上限を参考にさせていただきました。

○丸山わき子君

まず、他市の状況を参考にさせてもらったということなのですが、八街市の被害実態、これはどのように把握されているでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは被害状況、それぞれの状況は違いますけれども、過去に例を見ないような被害であったということは事実だと思います。

○丸山わき子君

今、当局の方からはそのように、過去に例のない状況であったという答弁がございましたけれども、それで他市を参考にしてこのように設定、30万円、50万円の上限を設定されたということなのですが、八街市には八街市のそういった過去に例を見ないような実態、状況があったという時点では、ここから出発した支援のあり方が求められていると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の補助、支援の基本的な考え方でございますけれども、基本的に私どもは被災者の生活再建に関しては、自然災害ということではございますけれども、被災者自身による自主再建、これが基本になるというふうに考えているところでございます。しかしながら先ほど申し上げましたように、台風26号で過去に記録したことのないような大雨による被害が発生したというようなこと、それから被害の中には復旧に相当の費用負担、これが生じるものが見込まれるというようなこと。そういったことを踏まえて被災した市民の生活再建、これに配慮して市独自の支援措置ということで、特に大きな被害、これを受けた住宅の復旧工事等を行う世帯に対して、その費用の一部を助成することとしたものでございまして、そういったことから対象は台風26号による被害に限定させてもらう。あわせて、被害が大雨によるものであったということでございますので、床上浸水被害、それから土砂災害のうちの、いわゆる崖崩れによる被害、これらに限定させていただきまして、かつ、復旧に相当に費用負担が生じる被災者に対して支援を行うということにしたものでございます。

○丸山わき子君

この額で果たして市民の皆さんが早期再建できるのかということですね。例えば、擁壁が崩壊してしまったところでは、次の27号の台風に備えて大きな、1袋5千円する土のうを10個用意した。5万円です。実際に崩れて、それを復興させた。600万円。それぞれの各家庭の敷地内の土を入れた。さらに上乘せされます。それで本当に市民の皆さんは悲鳴を上げちゃっています。果たして50万円程度で市民の皆さんがほっとできるのかということなんです。

先ほどもちょっと説明いただいたわけなんですけれども、この中にはほかの制度があると。

生活援護資金利子補給制度があるから、これを利用してください、そのような説明がございました。これは年間所得が220万円以上なければ借りられないんですよ。年金生活者では到底対応できない。今、災害復旧したところでは、年金生活をしている方は手が出せない。だから復旧作業には関わっていないわけですよ。ですから全面的な復旧開始はできていないわけなんです。次にまた大きな雨が来たときにはもう必ず崩れちゃいますよ、そういう状況です。市民の皆さんが手が出ないような状況の中で、わずか50万円ではどうしようもないんじゃないかなというふうに思うわけです。私はもっと、災害を受けた状況に応じて幅を設けてもよかったんじゃないかなと、いいのではないかなというふうに思うわけです。

成田市は今回、条例を変えまして、5メートル以上の擁壁を3メートルに引き下げた。補助額を2分の1から3分の2、費用に対して3分の2出しますというようなことで、かなり努力しているわけです。八街の場合は高さが2メートルということで、かなりハードルを下げているという点では評価したいというふうに思います。しかしながら、額がいかんせん、これでは、年金生活者が対応できないような、こういうものを幾ら作っても利用できないわけですよ。その辺をどのようにお考えなのか。答弁いただきたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の支援でございますけれども、まずこの制度が補助制度であるというようなことでございます。しかも市独自の任意のものということでございます。言い方は悪いかもしれませんが、特別な支援を行わない自治体もございます。そういった選択もある中で、私どもとしてはこのような形で支援を行うというようなことを判断したものでございます。

その内容でございますけれども、内容につきましてはそれぞれでございまして、復旧にはそれぞれ相応の費用負担がかかるということがございますけれども、なかなか全ての方の要望に沿うようなもの、満足できるようなものにすることは難しいというように考えてございます。市民の皆さんからいただいた税金を財源とするようなこと、それから補助事業であること、こういったことを踏まえて、一定の範囲の中での支援となるということにつきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○丸山わき子君

八街市独自のものだということを言われました。やっていないところもあると言われました。しかし地方自治体の仕事というのは住民の安全を守ること、財産を守ることではないですか。であるならば、本来はこういった制度が充実していなければならない。今まで八街市は本当にこういった自然災害が少なく、心配する必要はなかった。しかし、これからは本当に異常気象のもとで、どのような雨の量になるのかわからない。あるいは、八街市は造成地をあちこちに作ってきましたけれども、老朽化して、これからはあちこちでこういった崩壊、擁壁の崩壊というのはあり得る。そういった点では私はもっともっと充実していかなければならないというふうに思うわけです。

何よりも本当に市民の皆さんが生活していくのがやっと、それ以上はもう本当に対応できないという状況があるわけですから、私は本当に安心して生活できるようにする、そうい

う制度を充実させて作っていくことは当たり前だというふうに思います。そういう点では、今回せっかく作っていただいているわけなんですけれども、いまだ少し検討していただけないのかなというふうに思うわけですね。

それから、床上浸水にあたりまして、これはもう市長も現地を見ていただいて、これはひどいなというのは感じたと思います。特に住野の床上浸水、これにつきましてはいまだに復旧に追われている状況だと。床板を全部はがして、また貼り直さなければいけない。お金の都合がつかないわけですから、お金ができたときに板を買ってきて貼りかえをしなければならぬ。本当にそういった点では、床上浸水は30万円と言われましたけれども、実際には1千万円以上の大変な被害、損害を受けているわけですね。そういうものに対して、たった30万円で「はい、終わりです」では、あまりにもひどい。ましてや住野の床上浸水に関しては、やはり私はまちの、八街市の責任があるんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、市長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

支援は十分かという丸山議員のお尋ねかというふうに思いますけれども。先ほど総務部長からもお話がございましたとおり補助制度ということでございますので、一定の範囲の中での支援となることにつきましてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

補償はきちんとやっていくということで理解してよろしいですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回、限定してお話されているようでございますけれども、今回の被害、台風による大雨という自然現象、自然災害によるものであるということがございます。しかも降り始めからの総雨量が306ミリメートルにも達するものということで、排水能力であるとか排水作業にも限界がある状況の中で、私どもとしても一定の対応をしてきたつもりでございます。しかしながら復旧に相当の費用負担が生じるというような今のお話もございました。そういった大きな被害もあったということで、このようなことを考え合わせた中で、市としましては被災者の生活再建に配慮して、復旧費の補助という形で市独自の支援を行うことという判断をしたものでございます。

○丸山わき子君

これだけの被害を受けているわけですから、やはりそういった対応をすべきじゃないかなというふうに思うんです。もうこれでよしとされたのでは、本当に市民が生活していけませんよ。そういった点では、やはり本当に被害の大きかったところにはきちんとした補償をすべきである。その辺については、私はもう一度答弁をいただきたい。これは市長ですね。補償は切実な問題であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど担当よりお話がございましたとおり、今回の大雨につきましては自然災害ということで306ミリという総雨量、そうした中で市としても一定の努力をしてきたところでござ

います。しかしながら復旧に相当の費用負担が生じるということも考え合わせまして、大きな被害であるというふうに認識しております。そのようなことを考え合わせました中で、市といたしまして今回、被災者の生活再建に配慮しての復旧費の補助という形で市独自の支援を行うということを今回提案したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山わき子君

1千200万円の被害額が出ていますけれども、それに対して30万円では生活の再建なんていうのはできません。そういう意味では、私はもっと補償の幅を広げるということを検討していただきたいというふうに思います。特に住野の個人のお宅を集中的にと、先ほど総務部長は言われましたけれども、これは市の、この間の土木行政に関わって、市の責任は全くなかったのか。それを逆に言いたくなりますね。本当にこの程度の補償で終わりにしようというのか。市の責任はなかったんでしょうか。

市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

その点につきましてでございますけれども、今回の丸山議員の指摘する箇所につきましては大変、その方のご心配、ご不安をおかけした点につきましては、本当にいろんな意味での、市の努力もさることながら、まだまだ努力不足であったのかなと思っております。今後とも、先ほどお示ししました市独自の補助という形で今回議会にお示したところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

市長が努力不足であったということは、市の責任を何らかの形で感じている、責任があるということで理解したいというふうに思いますけれども、そういった点では、市の責任は逃れられないんじゃないかなというふうに私は思いますけれども、市長はどうなんでしょうか。

○市長（北村新司君）

その辺の判断につきましては、るる、いろいろなご意見があろうかと思っておりますけれども、私どもといたしましては精いっぱい今回の市独自の補助という形で議会にお示したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山わき子君

ご理解いただきたい、その程度ではなかなか私は理解できない。これはきちんと補償を検討するなり、またせっかく作られた床上30万円、それから擁壁50万円に関しても、両者きちんとした被害に見合った、そうした支援、補助をしていただきたい。枠を広げていただきたいというふうに思うわけです。

それから先ほども全員協議会の中で、床下への対応はいかがなものかということで、全員協議会の中でも伺ったところなんですけれども。当然、床下の方も屋外に置いてあるエアコンの室外機であるとか浄化槽であるとかという点では被害を受けていると思います。こういう方々に対しては、じゃあ補償しなくていいのか、支援しなくていいのか。私はそれも大き

な問題であると。床下で被害を受けた方々に対してもきちんと助成していくべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これも考え方はいろいろございますけれども、私どもとしましては先ほどから申し上げているように、補助制度ということで一定の範囲、これはやむを得ない、いたし方ないのかなというふうに思っている中で、今回は大きな被害を受けたということで床上浸水、いわゆる半壊というような考え方になろうかと思っておりますけれども、床上浸水に限らせていただきました。

○丸山わき子君

市民の皆さんは、実際には床上でも床下でも同じように被害を受けているわけですから、そういった点では私はきめ細かな支援をしていくべきであるというふうに思います。そういった点でも、ぜひ助成の拡充を検討いただきたいと思います。「これ以上は絶対動かさないんだ」じゃなくて、やっぱり今の市民の被害に見合った、そういう対応が1件1件必要であるというふうに思います。でなければ、本当に自治体としての役割、これが果たせないんじゃないのかというふうに私は思います。先ほども言いましたように、地方自治体の仕事は住民の暮らしや命や財産を守ることなんだ。その立場にぜひ立っていただきたい。そのように思うわけであります。

それから、農産物被害について。これは総務常任委員会でも農家への実態調査を進めていただきたいと思います。総務常任委員会から農政課の方にもこういった要望が届いているかと思いますが。そういった農家の実態調査、これはどのようになったのか。その辺について伺いたいします。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の26号台風におきましては、翌日、市の職員並びにJA、それから県の農業事務所の職員で班編成をいたしまして、市内の冠水状況、被害状況を確認させていただきました。そして、これは市の方で全体での被害額を概算し、県の方に報告させていただきました。その後、農家組合を通じまして個々に被害状況を、面積と作物別の被害報告をいただきました。その中で県の災害資金等が発令された場合に融資希望があるのか、ないのかというようなところまでを含めまして、被害調査と融資希望を同時にとっているということでございます。

○丸山わき子君

せんだって一般質問でも私は質問いたしました、1軒1軒の農家、何戸の農家が被害を受けているかは把握されていないという答弁であったんですけども、やはり私は1軒1軒の農家の被害状況を把握する必要があるのではないかなというふうに思います。農家に対しても、この貸付に対して利子補給していくという制度があるわけなんですけれども、それぞれの農家さんに対してやっぱり被害証明、あるいは、罹災証明を出さなければ、この制度は利用できないわけですから、そういった点ではきめ細かな対応が必要ではないかなというふうに思います。

それから、資金を借りても返済しなければならない。そういった点では、後継者の問題を抱えているところでは借りたくても借りられない、そういったご家庭、農家の状況もあろうかというふうに思うんです。そういった点では八街市独自の作付に対しての被害補償をしていくことが必要ではないかというふうに思いますが、その辺についてはどうなのでしょう。

○経済環境部長（中村治幸君）

ただいまのご質問ですが、農家の方々1軒ずつの被害状況につきましては、現在は把握しております。と申しますのは、県の方の取りまとめ、被害状況の取りまとめにつきましては個々に調査を行っている時間がございませんので、市とJA、それから県の農業事務所の方で現状を確認した中で、八街市全体でどの程度の被害があるのかという想定の中での報告をさせていただいてございます。その後、個々に被害状況についてのご報告をいただきまして、これにつきましては現在、市の方で把握してございます。

それから、個々の農業者に対する補償ですが、これにつきましては一般質問の中でもたしかお答えさせていただきましたが、今回、一番大きな被害がニンジンでございました。これにつきましては農地が冠水してニンジン等が腐ってしまった、あるいは、品質低下が起きているというような被害状況でございます。これにつきましては現在、野菜全体で現在も高値が続いております。先ほども、一般質問の中でもお答えしましたが、11月のニンジンにつきましては例年の6、7割高で取り引きされております。そういたしますと、被害額についてはやはり販売額の中で補える。逆に豊作になった年は、逆に安値になるというようなこともございまして、なかなか農業の農産物についての直接的な補償というのはなじまないのかなということで、今回もやはり融資のゼロ金利ということで、末端利率につきましては、市とJAのご理解をいただいた中で、ゼロ金利で融資の方を実行したいと。

それと、農業者につきましては、農家の方はこの融資につきましては資金がなくても、翌年の肥料あるいは資材等を購入して翌年の経営を安定させるという意味合いからして、この制度がございますので、やはり、資材費あるいは肥料代等にこの融資制度をご利用いただいて、そこで精算して償還していただくというような、経営安定資金というような形でございますので、この辺はぜひご理解いただきたいと思います。

○丸山わき子君

販売できるのはいいですけどね、腐りが生じてしまって販売できないところは。

前年度よりも6、7割高い、それで売ればいいけど、腐ってしまったところは売れないわけですからね。それは完全に大きな損害額になっていると思うんです。そういった点ではきめ細かな対応が必要じゃないですかということなんです。

今、農家の被害状況が把握できたということを言われていますが、八街市内の各農家はどのぐらいの被害があったのか。何戸ぐらいあったのか。

○経済環境部長（中村治幸君）

八街市で県の方に報告いたしました農業被害が2億4千800万円ということで、その後、農家側の、農家の方から申告をいただきました被害額につきましては、被害農家数が176

戸で、2億2千400万円の被害額だということです。ただし、これは連合会を通じた調査でございますので、そのほかの農家、小さな農家の方についても被害はあると思われますので、これよりも大きいのかなというふうに感じております。

○丸山わき子君

やはり補助制度を充実させるということは、もちろんここでもお願いしたいというふうに思うわけですが。

いま1つは罹災証明、被害証明。これはそういった農家に対して、あるいは、床上、床下の世帯に対して、あるいは、擁壁等が崩壊してしまった、そういった問題を抱えた世帯に対し、きちんと案内されているのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

融資につきましては実は明日、JAが融資の説明会を行う予定でございます。

罹災証明につきましても当然必要なわけでございますので、今回、調査して被害を報告されている方については、市の方で全員、罹災証明の方をお出しする予定でございます。

○総務部長（浅羽芳明君）

農業被害を除いた、例えば建物等の被害につきましても、既にもう罹災証明を発行している件数は、請求目的別に見ますと18件、私の把握している範囲では18件というような形で把握しております。

それから今回、広報の方で災害援護資金等のお知らせをしておりますけれども、そういったものに関しては罹災証明、これが必要になりますので、窓口に来たときにはその辺も丁寧にご説明申し上げたいと思います。

○丸山わき子君

減免されるというものでありますから、これは税金の申告のときではなくて今現在対応できる問題であるわけですから、こういった被災された方々にはきめ細かな対応をぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、車ですね。車が冠水してしまった、こういった方もいらっしゃいますけれども、市内で何件、このような状況があったんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

たしか一般質問のときにもそういった質問がございましたけれども、車につきましては個人の保険で対応するというので、私どもとしては把握が正確にできていないところですけども。先ほど申し上げました罹災証明の発行の中で自家用車の水没1件ということで、罹災証明は発行してございます。

○丸山わき子君

車に対しても、私は本来ならこれもきちんと助成していくべきではないかなというふうに思います。車につきましても罹災証明をすることによって、車の購入費あるいは自動車税の減免等がありますから、これは徹底して罹災された方々に対してはきちんとお知らせしていくことを求めます。

今、ざっと見てきまして、今回せっかく立ち上げた助成制度ですけれども、本当に被害に見合った支援事業になっていないという点では大変私は残念だというふうに思います。しかしながら、今後、被災住宅等復旧支援事業に対して、やはり助成額の増額を求めているというふうに思います。そういった点でぜひご検討いただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

先ほど丸山議員から、被害に見合った補償をすべきであると。これは私も当然だと思います。あとは、ちょっと個別にお伺いしたいんですけれども。

床上浸水は先ほどの全員協議会の中では6件と、対象件数は6件ということでした。それで床下の被害件数60件というようなお答えだったと思うんですけれども、この60件の中には今までにも被災されたようなケースは何件あったんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

大変申し訳ありません。そこまで把握はできておりません。

○京増藤江君

今回は過去にない大雨だったということで再々発言がありましたけれども、ある地域では大雨のたびに冠水している。そういうところがあるわけですね。ですから、そういうところのお宅では、そういう大雨のたびに大変な出費があるということで、大変お困りになっています。ですから今回は床上6件というところで決めておられますが、こういうところもあります。被災した住宅の機能を回復するために行う復旧工事の費用で市長が特に必要と認めたもの、これに関して、何回も大雨のたびに被害に遭われている、そういうお宅に対しては補償をきちんとしていくことが必要だと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど丸山議員さんにも答弁したところでございますけれども、今回、補助制度ということでございますので、一定の範囲での支援となるということにつきましてはご理解いただきたいと思います。なお、たびたび議会でも発言しておりますけれども、ゲリラ豪雨、あるいは、そういう対策のために、今、東京都八街学園の所に調整池を整備しているところでございますけれども、このような手法を、財政状況を見ながら八街市内にこれから考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、その辺も含めてご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

たびたび冠水するところはもう冠水させない、そういう点で細かに調整池を設置していく。私はそれを大いに期待しているんです。しかしそれがまだできていないわけですから、何回も被害に遭われておられる方々は本当に疲れて、経済的にもお困りなんです。ですからぜひともそういう相談にも乗っていただきたいと思うんです。ですから私はそのところだけは、

今回、市長に認めていただく必要があると思うんです。このことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

10月の台風以来、わずかな期間にこういう制度を作っていただいたということについては感謝を申し上げたいと思います。

そこで2点ほどお伺いしますけれども、これは市単独の事業でございますけれども、県議会の方でも今回の台風について約40億円を超える予算を審議したと言われておりますけれども、県の方ではこうした、台風26号によって被災した住宅及び被災者の宅地の復旧支援については話し合われたのかどうか。その辺を把握されていれば、お答えいただきたい。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の台風で災害救助法が発令されたのは茂原市だというふうに認識しております。それ以外、県の、特に補助事業といいますか、こういった私どもが行っているような直接的な補助というのは聞いておりません。

○桜田秀雄君

住宅関係なんですが、これは平成26年3月20日までに罹災証明あるいは被災証明書の交付を受けた者と、こうなっておりまして、時間があまりございません。さきの広報でも若干、説明がありましたけれども、これはあくまでも皆さんからの申請主義、これが大原則であろうと思いますので、今後の告知方法、その辺はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

周知ということでございますけれども、まず私どもでも今回、床上浸水それから崖崩れ被害ということで、いろんな調査の中で把握しているお宅がございます。その方たちにつきましては直接私どもの方からご説明したいというふうに思っております。それに加えまして、私どもが把握できていない部分もあるということもございますので、今ご指摘があったような形で広報やちまた、あるいは、ホームページ等を使って周知していきたいというふうに考えているところでございます。

○桜田秀雄君

広報については1月は間に合わないと思うんですが、いつ頃の広報を予定されておりますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど3月20日までということでございましたけど、罹災証明が3月20日までということで、この申請については3月27日までということになっておりますので、当然それに間に合うような形で、早く広報したいというふうに考えているところでございます。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

議案第13号についての討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

討論がなければ、これで議案第13号の討論は終了いたします。

これから採決を行います。

議案第13号、平成25年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会規則第172条の規定により、来年1月16日から17日と、1月22日から23日に実施する議会運営委員会及び各常任委員会視察研修に参加するため、配付のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。配付のとおり、議員を派遣することと決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成25年12月第4回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部におかれましては、各議員から出されました意見を十分に尊重し、市政を執行されますよう強く要望いたしまして、閉会の挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

大変にお疲れで、ご苦労さまでございました。

(閉会 午後 3時48分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第2号から議案第4号、
議案第6号から議案第11号
発議案第6号
委員長報告、質疑
2. 発議案第6号について全議員で構成する特別委員会を設置し、これに再付託することを
求める動議
採決
3. 議案第2号から議案第4号
議案第6号から議案第11号
発議案第6号
討論、採決
4. 議員派遣の件
5. 議案の上程
議案第13号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決

.....
議案第2号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の
一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ
いて

議案第3号 八街市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例の制定について

議案第6号 平成25年度八街市一般会計補正予算について

議案第7号 平成25年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第8号 平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第9号 平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成25年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第11号 八街市営運動場の設置及び管理に関する条例及び八街市スポーツプラザの設置及
び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第6号 八街市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について

議案第13号 平成25年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 林 修 三

八街市議会議員 長 谷 川 健 介

八街市議会議員 鈴 木 広 美